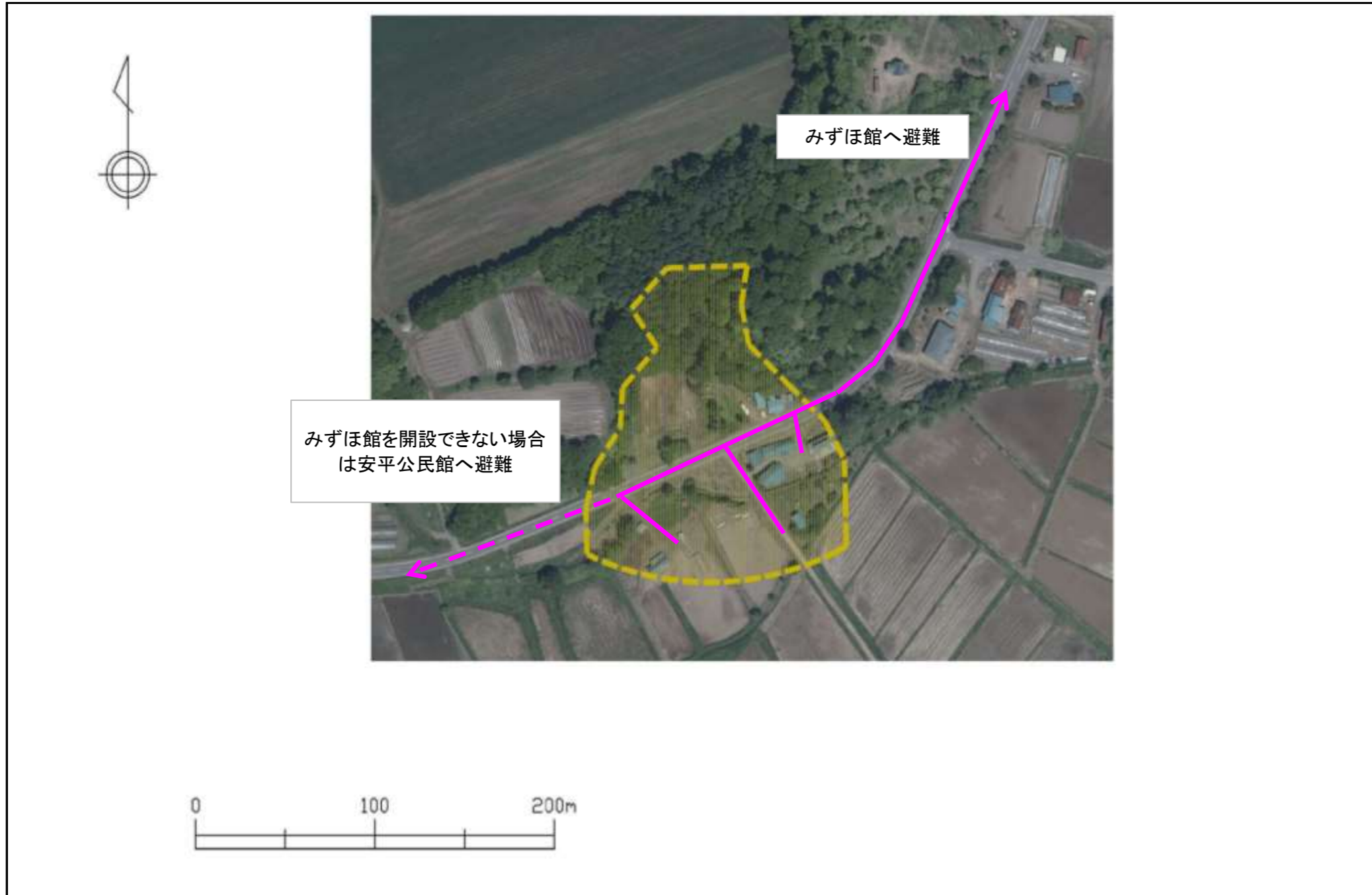


土砂災害ハザードマップ

早来瑞穂地区(瑞穂曲りの沢)

作成年月：令和2年3月
発行元：安平町役場総務課情報G
連絡先：0145-22-2511
避難場所：みずほ館



位置図
(図の上位が北を示す)

避難場所：みずほ館

住所：安平町早来瑞穂1211番地1

項目	記号
土砂災害警戒区域	
主要な避難経路	
予備の避難経路	

◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域等)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

・大雨のときには特に警戒が必要となりますので注意して下さい。

・『大雨警報(土砂災害)』、『土砂災害警戒情報』が発表された際には、**避難勧告等**を発令する場合があります。

・また、土砂災害警戒区域等以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、周辺の斜面や避難場所などをよく確認しましょう。

〔早来瑞穂地区〕

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

①土砂災害警戒区域や避難場所等を確認しておきましょう！

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区)は「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性がありますので、

②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！

- まずはテレビやラジオ等で気象情報を確認しましょう。
- 雨が強くなってきたら、電話やインターネットでも確認しましょう

☆インターネットによるサービス

- ・北海道防災情報ホームページ
[http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/\(3gwm5f45lw2zxo2gf4iems55\)/index.aspx](http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/(3gwm5f45lw2zxo2gf4iems55)/index.aspx)
- ・気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/>
- ☆携帯電話によるサービス
- ・北海道防災情報ホームページ
<http://www2.bousai-hokkaido.jp/mobile>



～雨の強さと災害の発生状況～

1時間雨量	人が受けるイメージ	発生状況
10～20mm	ザーザー降る。	長く続くときは注意が必要。
20～30mm	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模ながけ崩れが始まる。
30～50mm	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50～80mm	滝のように降る。	都市部では地下室や地下街に濁水が流れ込む場合がある。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80mm以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害が発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要。

③前兆現象を見つけたら、直ちに連絡員、役場など近いところに連絡しましょう！ また、早めの避難を心がけましょう！

こんな前ぶれ現象に注意！



日頃からの確認



雨が強くなってきたら



前兆現象を見たら



避難のときは



④避難準備情報が出たら、家族との連絡、非常用持出品の用意などを開始しましょう！

⑤避難勧告などの連絡があったら直ちに避難しましょう！

・避難場所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な建物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。

⑥避難の際はこんなことに気をつけましょう！

- ・避難場所へ避難する場合は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域(浸水するおそれがある区域)を避けた避難経路を選択しましょう。
- ・溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。
- ・携行品は限られた物だけ(非常用持出品)にしましょう。
- ・服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具を携行しましょう。
- ・火気の始末をし、火災が発生しないようにしましょう。
- ・戸締まりをしましょう。



○家族と連絡がとれない時は・・・

NTT災害用伝言ダイヤルの活用(忘れてイナイ)
 メッセージの録音:市外局番+171+1+自分の家の番号
 メッセージの再生:市外局番+171+2+自分の家の番号

避難勧告・避難指示に基づく避難手順



- 【避難勧告等】
- 広報車(スピーカー付きの車)
 - ラジオ・テレビなどの報道
 - 消防団
 - 自治会組織
 - 役場・消防・警察職員の巡回

【避難方法】

- 自家用車
- 徒歩

避難勧告・避難指示がない段階で危険を感じた場合には、
 安平町役場総務課(22-2511)へご相談ください。